

求人者各位

【取り扱うべき職種の範囲】

全職種

【手数料に関して】

職業紹介が成約した場合、当該求職者の年収の三割五分を
限度とする紹介手数料を申し受けます。

（人材紹介基本契約を締結させていただきます。）

